

令和5年第1回定例市議会議案

(その2)

岸和田市

令和5年第1回定例市議会議案（その2）

議案番号	件名	備考・頁
議案第15号	岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について	P. 1
議案第16号	市立岸和田市民病院に勤務する看護職員等の給料の調整額の特例に関する条例の制定について	P. 5
議案第17号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 9
議案第18号	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 13
議案第19号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P. 25
議案第20号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 29
議案第21号	岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部改正について	P. 33
議案第22号	岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	P. 37
議案第23号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 41
議案第24号	岸和田市墓苑条例の一部改正について	P. 45
議案第25号	岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について	P. 49
議案第26号	岸和田旧港地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	P. 53
議案第27号	岸和田市道路占用料条例の一部改正について	P. 59
議案第28号	岸和田市都市公園条例の一部改正について	P. 63
議案第29号	令和5年度岸和田市一般会計予算	別冊

議案番号	件名	備考・頁
議案第30号	令和5年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第31号	令和5年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	〃
議案第32号	令和5年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	〃
議案第33号	令和5年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第34号	令和5年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	〃
議案第35号	令和5年度岸和田市財産区特別会計予算	〃
議案第36号	令和5年度岸和田市上水道事業会計予算	〃
議案第37号	令和5年度岸和田市下水道事業会計予算	〃
議案第38号	令和5年度岸和田市病院事業会計予算	〃



議案第15号

岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の  
管理に関する条例の制定について

岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例  
を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市は、市立学校園条例（昭和39年条例第10号）第3条の岸和田市立小学校及び同条例第4条の岸和田市立中学校（以下「学校」という。）において、学校給食を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食費負担者（学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費負担者が負担すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(教職員等給食費の徴収)

第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員その他教育委員会規則で定める者（以下「教職員等」という。）から、当該提供に要する費用のうち教職員等が負担すべきものとして、第3条第2項の規則で定める学校給食費の額との均衡を考慮して規則で定める給食費（以下「教職員等給食費」という。）の額を徴収する。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条及び前条中「学校給食費負担者」とあるのは「教職員等」と、「学校給食費」とあるのは「教職員等給食費」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

市立岸和田市民病院に勤務する看護職員等の給料  
の調整額の特例に関する条例の制定について

市立岸和田市民病院に勤務する看護職員等の給料の調整額の特  
例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



# 市立岸和田市民病院に勤務する看護職員等の給料の調整額の特例に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、市立岸和田市民病院（以下「病院」という。）に勤務する者であって、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）に規定する行政職給料表の適用を受ける看護職員等（看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。以下同じ。）の給料の調整額に関する事項を定めることを目的とする。

## (給料の調整額)

第2条 市長は、当分の間、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件の特殊性に鑑み、病院に勤務する看護職員等の給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

## (その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第17号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市公共施設マネジメント検討委員会の項の次に次のように加える。

岸和田市行財政改革検討委員会	行財政改革の推進に関する事項についての調査審議に関する事務	5人以内
----------------	-------------------------------	------

別表第1項の表岸和田市外部評価委員会の項を削る。

別表第1項の表岸和田市公共事業評価委員会の項の次に次のように加える。

岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会	本市新庁舎の設計及び施工に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
-----------------------	--	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表公共施設マネジメント検討委員会委員の項の次に次のように加える。

行財政改革検討委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
--------------	----	--------	-------

別表第2号の表外部評価委員会委員の項を削る。

別表第2号の表公共事業評価委員会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎設計及び施工事業者選定委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
---------------------	----	--------	-------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第18号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の  
一部改正について

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表1

（単位：円）

号給	給料月額
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300

24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	200,300
35	202,100
36	203,900
37	205,400
38	207,200
39	209,000
40	210,800
41	212,400
42	214,200
43	216,000
44	217,800
45	219,200
46	221,000
47	222,700
48	224,500
49	226,100
50	227,800
51	229,400
52	230,900
53	232,200
54	233,800

55	235,400
56	236,900
57	237,900
58	239,400
59	240,700
60	241,900
61	243,100
62	244,100
63	245,100
64	246,100
65	247,200
66	248,100
67	249,000
68	250,000
69	250,900
70	252,200
71	253,400
72	254,700
73	256,000
74	257,400
75	258,600
76	259,800
77	260,900
78	262,100
79	263,400
80	264,500
81	265,600
82	266,600
83	267,800
84	268,900
85	269,900

86	270,900
87	272,000
88	273,100
89	274,000
90	275,000
91	275,900
92	277,000
93	278,100
94	279,100
95	280,000
96	281,000
97	281,500
98	282,400
99	283,100
100	284,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員給料表2

（単位：円）

号給	給料月額
1	181,100
2	182,600
3	184,400
4	186,200
5	187,700
6	189,200
7	190,700
8	192,200
9	193,800
10	196,300
11	197,800

12	199,300
13	200,900
14	202,400
15	204,000
16	205,700
17	207,300
18	209,000
19	210,400
20	212,000
21	213,600
22	215,200
23	216,600
24	218,200
25	219,900
26	221,600
27	222,700
28	224,500
29	226,100
30	227,800
31	229,400
32	230,900
33	232,200
34	234,400
35	236,000
36	237,500
37	239,000
38	240,300
39	241,900
40	243,400
41	244,900
42	246,000

43	247,500
44	249,000
45	250,300
46	251,800
47	253,000
48	254,300
49	255,500
50	256,800
51	258,200
52	259,600
53	261,100
54	262,700
55	266,000
56	267,700
57	269,200
58	271,000
59	272,700
60	274,500
61	276,300
62	278,300
63	280,200
64	282,200
65	284,100
66	286,000
67	287,900
68	290,700
69	292,900
70	295,000
71	297,000
72	298,800
73	300,800

74	302,600
75	304,200
76	306,100
77	308,400
78	310,600
79	312,900
80	315,000
81	317,100
82	319,300
83	321,400
84	323,300
85	325,300
86	327,300
87	329,300
88	331,000
89	333,100
90	335,100
91	337,200
92	338,600
93	340,500
94	342,400
95	344,300
96	345,900
97	347,800
98	349,700
99	351,500
100	353,400
101	355,200
102	357,000
103	358,700
104	360,100

105	361,400
106	362,800
107	364,200
108	365,500
109	366,400
110	367,500
111	368,600
112	369,400
113	370,300
114	371,200
115	372,100
116	373,000
117	373,800
118	374,600
119	375,400
120	376,100
121	376,800
122	377,500
123	378,200
124	378,700
125	379,300
126	379,900
127	380,600
128	381,000
129	381,700
130	382,300
131	382,900

備考 この表は、薬剤師、臨床検査技師、栄養士その他医療技術員及び外国語指導助手に適用する。

別表第3中「226,000」を「230,000」に、「245,000」を「249,000」に、「319,000」を「322,300」に、「337,000」を「339,700」に、「371,000」を「372,400」に、「375,000」を「376,400」に、「380,000」を「381,400」に、「385,000」を「386,000」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第19号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「による入院業務」を削る。

第19条の見出し中「による入院業務」を削り、同条第1項中「による入院業務」を削り、「入院患者の受入業務に従事したとき」を「次に掲げる業務に従事したとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 救急搬送による患者の受入れの決定及び診療業務
- (2) 患者の入院に係る受入業務

第19条第2項中「入院患者」を「患者」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第20号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第45号中「犬の登録」を「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」に改め、同条第46号中「狂犬病予防注射済票」を「狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票」に改め、同条第47号中「犬の鑑札」を「狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札」に改め、同条第48号中「狂犬病予防注射済票」を「狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第21号

岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例等の  
一部改正について

岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を次のと  
おり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「被保護者」を「保護を受けている者（その保護を停止されている者を除く。）」に改める。

- (1) 岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第29号）第3条第2項第2号
- (2) 岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成16年条例第11号）第3条第2項第1号
- (3) 岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第52号）第2条第2項第1号

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第22号

岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例の  
一部改正について

岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項第2号中「。）による」の次に「被保険者又は」を加える。

第4条第1項中「加入者であった者を含む。）」の次に「(以下これらを「対象者等」という。）」を加え、同条第2項第1号中「対象者」を「対象者等」に改める。

第4条の2中「申請のあった日」を「申請に係る子どもが対象者として認められることとなった期間の初日」に改め、「保護者」の次に「又は対象者（成年に達した者に限る。）(以下「保護者等」という。）」を加える。

第5条、第8条及び第11条第2項中「対象者の保護者」を「保護者等」に改める。

第12条中「15歳」を「18歳」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第4条の2の改正規定（「申請のあった日」を「申請に係る子どもが対象者として認められることとなった期間の初日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

#### (準備行為)

- 3 施行日において新条例第2条第1項の子どもに該当することとなる者に係る医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。



議案第23号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。



議案第24号

岸和田市墓苑条例の一部改正について

岸和田市墓苑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市墓苑条例の一部を改正する条例

岸和田市墓苑条例（昭和54年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条ただし書を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市墓苑条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後に届け出られた墳墓の返還について適用し、同日前に届け出られた墳墓の返還については、なお従前の例による。



議案第25号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号の表中54の部を56の部とし、42の部から53の部までを2部ずつ繰り下げ、同表41の部中「42の部及び43の部」を「44の部及び45の部」に改め、同部を同表43の部とし、同表中40の部を42の部とし、39の部を41の部とし、同表38の部中「40の部」を「42の部」に改め、同部を同表40の部とし、同表中37の部を39の部とし、21の部から36の部までを2部ずつ繰り下げ、同表23の部の前に次のように加える。

22	法第58条第2項の規定に基づく許可申請	160,000円
----	---------------------	----------

第6条第9号の表中20の部を21の部とし、19の部を20の部とし、同表18の部中「第55条第3項第1号又は第2号」を「第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号」に改め、同部を同表19の部とし、同表中17の部を18の部とし、11の部から16の部までを1部ずつ繰り下げ、同表10の部の次に次のように加える。

11	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定申請	27,000円
----	------------------------	---------

第6条第9号の表備考第1項中「37の部から44の部まで」を「39の部から46の部まで」に改め、同項ただし書中「41の部から43の部まで」を「43の部から45の部まで」に改め、同表備考第2項中「46の部」を「48の部」に改め、同項ただし書中「47の部」を「49の部」に改め、同表備考第3項中「48の部」を「50の部」に改め、同項ただし書中「49の部」を「51の部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第26号

岸和田旧港地区地区計画の区域内における建築物の  
制限に関する条例の一部改正について

岸和田旧港地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田旧港地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

岸和田旧港地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条の次に次の1条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第7条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この号及び次号において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び第2項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条関係）

(あ) 地区の名称	(い) 建築物の用途の制限	(う) 壁面の位置の制限
A-1 地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する営業の用に供する建築物 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	地区幹線道路から5メートル

	<p>(5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 病院</p> <p>(9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(10) 倉庫（A—1 地区内に建築することができる建築物に附属するものを除く。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。）</p> <p>(12) 畜舎（養鶏場、養豚場、牛舎等家畜の飼育及びペットの繁殖を目的とするものに限る。）</p> <p>(13) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p>	
A—2 地区	<p>(1) A—1 地区の(1)、(2)、(6)、(7)、(11)及び(12)に規定するもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに</p>	

	<p>類するもの</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(5) 倉庫（A—2地区内に建築することができる建築物に附属するものを除く。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（第1石油類、第2石油類、第3石油類、第4石油類、圧縮ガス及び液化ガスの貯蔵又は処理に供する建築物にあつては、法別表第2（と）項第4号に掲げるものに限る。）</p>	
B—1地区	<p>(1) A—1地区の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(11)及び(12)並びにA—2地区の(6)に規定するもの</p> <p>(2) 倉庫（B—1地区内に建築することができる建築物に附属するものを除く。）又は倉庫業を営む倉庫</p>	<p>都市計画道路大阪臨海線から10メートル</p> <p>地区幹線道路から5メートル</p>
B—2地区	<p>(1) A—1地区の(6)、(7)、(11)及び(12)並びにA—2地区の(2)、(3)及び(6)に規定するもの</p> <p>(2) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 倉庫（B—2地区内に建築することができる建築物に附属するもの</p>	<p>都市計画道路大阪臨海線から10メートル</p> <p>地区幹線道路から5メートル</p>

	のを除く。) 又は倉庫業を営む倉庫	
B-3 地区	A-1 地区の(1)、(2)、(6)、(11)及び(12)並びにA-2 地区の(2)及び(6)に規定するもの	都市計画道路大阪臨海線から10メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第27号

岸和田市道路占用料条例の一部改正について

岸和田市道路占用料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市道路占用料条例の一部を改正する条例

岸和田市道路占用料条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる工作物の部に次のように加える。

その他のもの	1 m <sup>2</sup>	1年	1,400
--------	------------------	----	-------

別表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	1 m <sup>2</sup>	1年	1,400
----------------	-----------------	------------------	----	-------

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の部中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の部の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第28号

岸和田市都市公園条例の一部改正について

岸和田市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市都市公園条例の一部を改正する条例

岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の5に次の1項を加える。

- 4 都市公園に法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。以下同じ。）である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

別表第2第1項の表中

「

都市公園名	単位	面積	使用料
各都市公園	1年	1㎡当たり	10,000円

を

」

「

行政財産の使用料の徴収に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条第1項に規定する市長が定める使用料の額とする。

に

」

改める。

別表第3水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの部に次のように加える。

その他のもの	1㎡	1年	1,400
--------	----	----	-------

別表第3水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの部の次に次のように加える。

太陽電池発電施設	1㎡	1年	1,400
工事用施設又は工事用材料置場	1㎡	1月	440
保育所その他の社会福祉施設（令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）又は自転車駐車場若しくは地域における催しに関する情報を提供するための看板若しくは広告塔	行政財産の使用料の徴収に関する条例第2条第1項に規定する市長が定める使用料の額		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた公園施設の設置に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に規定する便益施設のうち、売店に限る。）の設置の許可を受ける者を公募の方法により決定した場合における当該公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。